手　続　き　の　流　れ

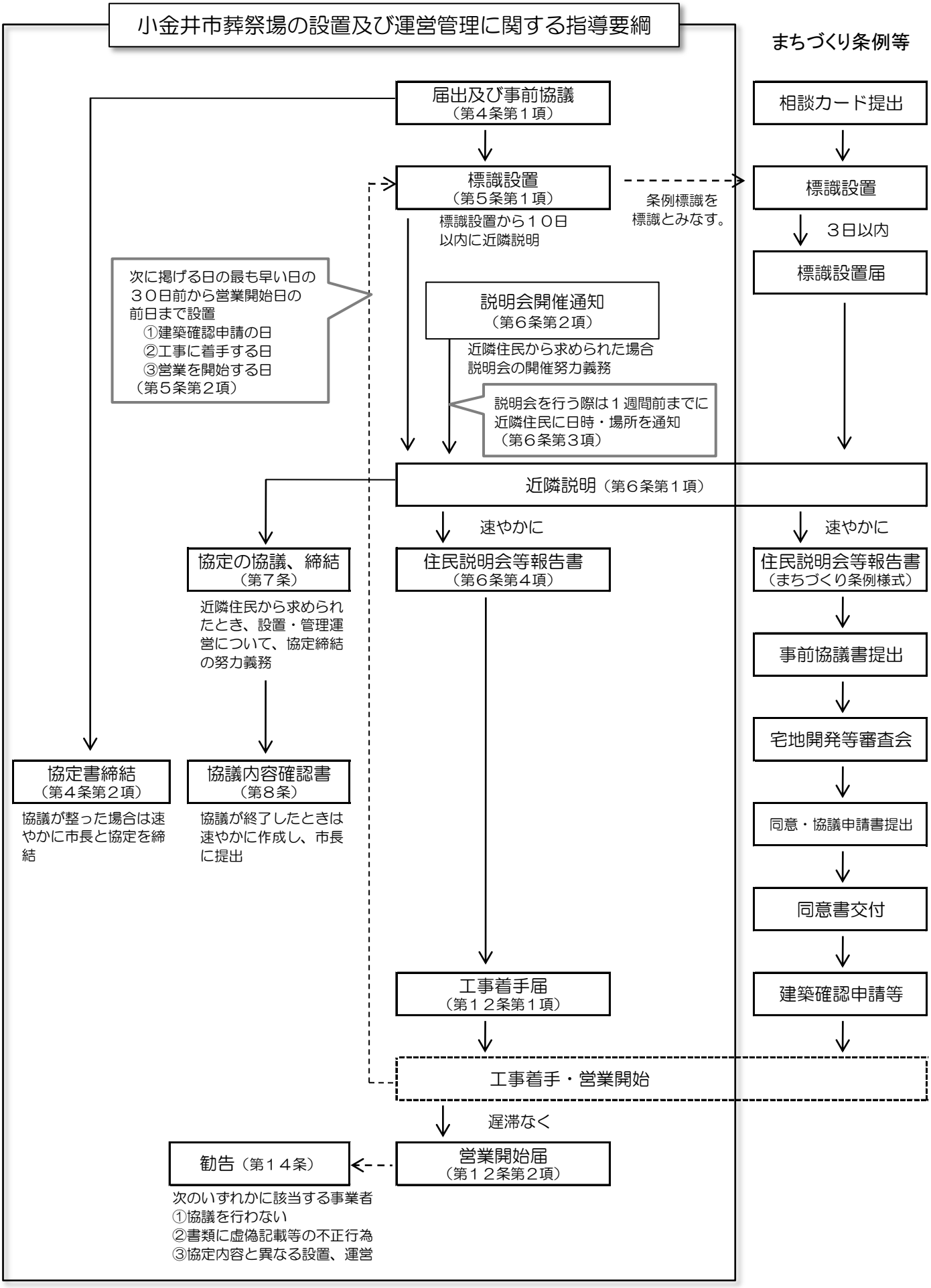
小金井市葬祭場の設置及び運営管理に関する指導要綱
まちづくり条例等
届出及び事前協議
（第４条第１項）
相談カード提出
標識設置
（第５条第１項）
条例標識を
標識とみなす。
標識設置
３日以内
標識設置届
標識設置から１０日
以内に近隣説明
次に掲げる日の最も早い日の
３０日前から営業開始日の
前日まで設置
①建築確認申請の日
②工事に着手する日
③営業を開始する日
（第５条第２項）
説明会開催通知
（第６条第２項）
近隣住民から求められた場合
説明会の開催努力義務
説明会を行う際は１週間前までに
近隣住民に日時・場所を通知
（第６条第３項）
近隣説明（第６条第１項）
速やかに
速やかに
協定の協議、締結
（第７条）
近隣住民から求められ
たとき、設置・管理運
営について、協定締結
の努力義務
住民説明会等報告書
（第６条第４項）
住民説明会等報告書
（まちづくり条例様式）
事前協議書提出
宅地開発等審査会
同意・協議申請書提出
同意書交付
建築確認申請等
協定書締結
（第４条第２項）
協議が整った場合は速
やかに市長と協定を締
結
協議内容確認書
（第８条）
協議が終了したときは
速やかに作成し、市長
に提出
工事着手届
（第１２条第１項）
工事着手・営業開始
遅滞なく
勧告（第１４条）
営業開始届
（第１２条第２項）
次のいずれかに該当する事業者
①協議を行わない
②書類に虚偽記載等の不正行為
③協定内容と異なる設置、運営